

青森県報

第二千八百十八号

平成十九年
八月十三日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（経営支援課）	一
県営土地改良事業計画変更の決定	（農村整備課）	一
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	二
県有財産の売却に係る一般競争入札	（警察本部 会計課）	二
右	同	三
右	同	三
右	同	四
右	同	四
右	同	五
右	同	六
右	同	六
右	同	七

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第一項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店
五所川原市字幾世森一七一の一九外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社佐藤長
代表取締役 佐藤浩三
弘前市大字松森町九三
 - 2 株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘
 - 三 五所川原市の意見の概要
規制区域ではないが、近くに福祉施設があるので、騒音に配慮を求めます。
 - 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
 - 五 意見書の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所
 - 2 期間
平成十九年八月十三日から同年九月十三日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。
- ~~~~~
- 県営土地改良事業計画変更の決定
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平館地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月十四日から同年九月十日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字稲吉一〇二の五、一〇二の五四六、一〇二の五四七、一〇二の九二六、一〇二の九二七及び一〇二の九二九から一〇二の九三四まで	十和田市東二十三番町一の一株式会社 不動産センター十和田

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物件の売却

土 地	建 物	地 目	積 積
一 弘前市大字小栗山字川合一一五の四	一 弘前市大字小栗山字川合一一五の四	宅地	三三三・六五平方メートル
所在地	所在地	構造	延面積
		木家建造	八六・九五平方メートル
		木家建造	四・八六平方メートル

二 予定価格

四百七十六万六千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

弘前市大字小栗山字川合一一五の四一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 八階第二会議室

2 日時

平成十九年九月二十日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月六日午前十時から、弘前市大字小栗山字川合
一一五の四一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

土 地	所 在 地	地 目	積 積
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一	宅 地	三三二・六六平方メートル
建 物	所 在 地	構 造	延 面 積
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一	木 家 建 造	九八・五六平方メートル

二 予定価格

九百五十五万三千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第二会議室

2 日時

平成十九年九月二十日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月六日午後二時から、北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建 地 土	所 在 地	地 目	積 積
つがる市木造丸山竹鼻八四の二三	つがる市木造丸山竹鼻八四の二三	宅地	三九六・〇四平方メートル
木家建造	構造	延面積	九八・五四平方メートル

二 予定価格

八百四十九万五千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

つがる市木造丸山竹鼻八四の二三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十九年九月二十日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

十 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月六日午後四時から、つがる市木造丸山竹鼻八四の二三において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建 地 土	所 在 地	地 目	積 積
上北郡七戸町字塚長根四八の五	上北郡七戸町字塚長根四八の五	宅地	三三〇・九六平方メートル
鉄骨建造	構造	延面積	七二・三〇平方メートル
木家建造	延面積	四・八六平方メートル	

二 予定価格

二百十四万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

上北郡七戸町字塚長根四八の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第二会議室

2 日時

平成十九年九月二十日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月七日午後二時から、上北郡七戸町字塚長根四八の五において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線三二五二・三二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

物	建	地	土
むつ市赤川町二三の一	所 在 地	むつ市赤川町二三の一	所 在 地
木家建造	構造	宅地	地目
九七・三九平方メートル	延 面 積	三三三・七八平方メートル	地 積

二 予定価格

九百八十四万二千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市赤川町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室

2 日時

平成十九年九月二十一日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

九 落札決定の日から七日以内
代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月十日午後一時三十分から、むつ市赤川町三三の二一において現場説明を行う。

問い合わせ先 青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

建 物	所 在 地	構 造	床 面 積
一	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の	木家建	八三・二二平方メートル

二 予定価格

百七十三万五千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央二丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室

2 日時

平成十九年九月二十一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 落札をした者は、売却する物件の所有する土地の使用について、土地所有者と青森県がこれまで取り交わしていた土地賃貸借契約と同様の条件で、土地所有者と土地賃貸借契約を締結することとする。

3 物件については、平成十九年九月十一日午後二時から、下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一において現場説明を行う。

問い合わせ先 青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建	地	土
むつ市川内町宿野部榎木平五六の三 九七	所 在 地	所 在 地
木家建	構造	宅地
一〇〇・二〇平方メートル	延 面 積	三三〇・六九平方メートル
		地 積

二 予定価格

九百四十七万八千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室

2 日時

平成十九年九月二十一日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

十 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月十一日午前十時三十分から、むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建	地	土
下北郡風間浦村大字易国間字大川目 一一九	所 在 地	所 在 地
木家建	構造	宅地
四・八六平方メートル	延 面 積	三三七・七六平方メートル
		地 積

二 予定価格

二百六十五万七千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

下北郡風間浦村大字易国間字大川目一一九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央二丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室

2 日時

平成十九年九月二十一日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年九月十日午後四時から、下北郡風間浦村大字易国間字大川目一一九において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線三二五二・三二五四

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭